

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

天草市長 馬場 昭治

市町村名 (市町村コード)		天草市 (432156)
地域名 (地域内農業集落名)		楠浦新田
協議の結果を取りまとめた年月日		令和5年 1 1 月 13 日 (第 1 回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

地域内の農用地等面積 (農業上の利用が行われる農用地等の区域)	35. 0ha
農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	35. 0ha

(2) 地域農業の現状と課題

当地区は、楠浦営農組合が中心となり、地域の農業と農地を守るため、農業機械や施設などを活用し、効率的な農業生産を行っている。 当組合では、農地を借り受け、水稻、W C S、飼料用米、飼料作物などの栽培を組合の作業員が行っている。しかしながら、その組織の作業員も高齢化が進んでおり、新たな雇用就農者等の育成が急務となっている。
--

(3) 地域における農業の将来の在り方 (作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

楠浦営農組合を中心として、地域内外から農地を利用する担い手や雇用就農者を確保し、農地の集積・集約化を進めながら、主要作物として水稻、WCS、さらに水稻裏作となる高収益作物の作付けの取組みによる複合化を促進する必要がある。
--

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針
楠浦営農組合を中心に地域の担い手となる新たな雇用を図っていく。また、地域内外から農地を利用する者を確保するための取組みを行いながら、集落全体でその支援体制を構築することで営農への定着を促進する。
(2) 農用地の集団化 (集約化) に関する目標
担い手が利用する農地面積は35 h a (令和 6 年度時点) 後継者不在の農用地を担い手に集約化することで、担い手が利用する農地面積増加を進める (令和 7 年度から)

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置（必須項目）

（１）農用地の集積、集団化の取組
楠浦営農組合が担い手の中心となり農地の集積・集約化を進める。
（２）農用中間管理機構の活用方法
農地中間管理機構を活用しながら、集落営農組織等への農地集積を進める。
（３）基盤整備事業への取組
実施済
（４）多様な経営体の確保・育成の取組
農業参入を希望する個人や法人については、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び天草市担い手育成支援協議会等と連携して、地区内外からの多様な経営体を地区へ呼び込み、楠浦営農組合を中心として、栽培技術や生産活動など、新たな担い手の育成を行う。
（５）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
作業効率化が期待できる農作業の共同化や、受委託等を楠浦営農組合が中心となり進めていく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください。）

☒	①鳥獣被害防止 対策		②有機・減農 薬・減肥料		③スマート農業		④輸出		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作 物等		⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨その他		

【選択した上記の取組内容】

①イノシシ被害が拡大しないように必要に応じて防護柵を設置する。